

朝鮮王朝後期平安道江界府における蔘政

山 本 進

はじめに

朝鮮王朝後期、人蔘（薬用人参）は対清使行貿易および対日倭館貿易の主要な輸出商品であり、政府はその収取と流通を厳しく管理していた。収取については、一八世紀末頃より栽培が広まり始めるが、それまでは主に山奥に自生する天然人蔘を採取していたので、政府は採取者と採取地を限定し、現物の貢納や代替物の徴収により人蔘を確保していた。流通については、商人が産地に出向いて人蔘を買い付け、民間市場で売買することも認められてはいたが、政府は収買商人や使行貿易に随伴する私貿易商人を厳しく統制し、特に密貿易には厳罰を以て臨んでいた。

人蔘史の研究は戦前よりかなりの水準に達していた。その最高峰と呼べるものが今村鞞著『人蔘史』（朝鮮総督府専売局、一九三四―四〇年）である。今村は朝鮮のほか中国や日本を対象として関連史料を渉猟し、人蔘の生産や流通に止まらず薬学史や文化史などに及ぶ浩瀚な知識を披瀝した。但し史実や文献は詳細に網羅しているものの、その解釈は概して表面的であり、大部の著作でありながら百科事典的性格を脱していなかった。

戦後は今村の成果を土台としながら、それぞれの分野で研究が展開したが、蔘政について見ると、栽培や流通（商業・貿易）の側面では多くの成果が出たものの、採取の側面では進展が見られなかった。その理由は、採取地が平安道・咸鏡道・江原道の山間僻地に限定されていること、徴収方法が貢納や商人を通じた買い付けに依っていることから、蔘政はとどのつまり虐民政策に他ならないという今村軼の結論を乗り越えることができなかったからだと推測される。

確かに、人蔘は対中国貿易のための必需物資であり、政府が蔘場所在地域の住民に無理を強いてもその確保を優先したことは疑いない事実である。ただ考慮すべきは、朝鮮後期における最大の人蔘採取地が平安道江界府であったという点である。当地は平安道の中でも鴨緑江辺の最奥地に位置し、更にその先は廢四郡と呼ばれたかつての女真族居住地が存在した。繁殖力の弱い人蔘は資源の枯渇を招きやすく、朝鮮後期にはこのような最奥地にしか天然人蔘は残存していなかった。

一方、鴨緑江北岸の奉天省や吉林省では、山東省出身の偷採集団が一八世紀初頭から馬尚船に乗って中国側蔘場に潜入し、大規模な乱獲を行ったため、一八世紀中葉には天然人蔘がほぼ蕩尽するに至った。この時期の朝鮮政府は、清国人偷採集団と朝鮮人との接触を防ぐため、江辺防備を強化するとともに廢四郡の開墾を自粛していた。

蔘政は辺境での貢蔘收取から見れば紛れもない虐民政策である。しかし今村以来の研究には、江界府や廢四郡などの国境地帯においては、朝鮮政府は対清関係に配慮しながら蔘政を展開せざるを得なかったという視点が欠落している。

宣祖期の蔘政を流通の側面から観察した辻大和によると、朝鮮政府は人蔘の商品化に伴い朝貢用人蔘の確保が困難になってきたため、宣祖三十七年（一六〇四）より蔘商を官許化し、採取地へ買い

付けに赴く蔘商は戸曹や開城府に届け出て、許可証を受領することが義務付けられた。しかし江界府について見ると、蔘商は代金前渡し方式で人蔘を収買し、現地の住民を疲弊させたので、肅宗三年（一七〇七）には産地保護のため蔘商の江界府への出入りが統制された¹⁾。

宣祖期の蔘商に対する政府統制が民間に回る人蔘の制限と採掘地の保護を目的としたものであったという辻の見解は間違っていないであろう。しかし肅宗期の蔘政について言えば、蔘商の統制を産地の保護という観点だけで説明することには無理がある。蓋し明清交替により朝鮮は新たに満洲族王朝を宗主国として仰がねばならなくなり、また肅宗十一年（一六八五）には三道溝事件が勃発して対清関係が緊張していたため、政府としては許可証を受領しない商人の人蔘買い付けを野放しにすることで江辺住民の採蔘活動が勢いづき、それが廢四郡や清国領への進出を招来して、延いては国境侵犯事件を惹起することへの懸念が強かったからである。政府は人蔘の確保や蔘場の保護にも当然留意していたが、何よりも対清関係の安定に細心の注意を払っていた。端的に言うると、宣祖期と肅宗期とでは朝鮮を取り巻く国際関係が大きく変化していたのである。

私は前稿で鴨緑江流域における中朝両国の国境管理政策と清国領での人蔘採活動について検討した。清朝が自国民の偷採を効果的に抑止できず、人蔘資源が枯渇すると、当地における経済活動はしばらく止んだが、今度は木材の偷伐活動が盛んになり、更に伐採跡地には耕地が造成され、偷伐の前進基地と化していった²⁾。しかし朝鮮側蔘場については、馬尚船偷採集団の活動が止み、対清関係が安定した一八世紀後半より廢四郡地域の開墾が進行したことに言及しただけで、当地の蔘政については検討しなかった。そこで本稿では、朝鮮後期の江界府および廢四郡における蔘政の変遷を、外交関係と資源問題の両面から検討する。

一 対清関係の緊張と蔘禁強化

朝鮮では既に一六世紀より人蔘の商品化が進んでいた。辻大和によると、宣祖三十七年の蔘商統制は、朝貢用人蔘を確保するため、政府が商品市場に流れる人蔘を制限したものであったとされる。当時明では本土の天然人蔘が枯渇し、それを専ら遼東と朝鮮からの輸入に頼っていた。女真族（満洲族）が勃興した経済的要因の一つは明との人蔘貿易がもたらす利益であった。それ故彼らは人蔘の戦略的価値を熟知しており、後金の建国後も領内の蔘場保護に注意を払っていた。

一方明は後金との関係悪化により朝鮮産人蔘への依存を強めた。その負担は蔘場所在地域に転嫁され、越境偷採など無理な採取活動を誘発する原因ともなった。クーデターによって光海君を追放した仁祖反正直後の仁祖元年（一六二三）四月、特進官李曙は「閩西の民は塗炭の苦しみに喘ぎ、過半数が逃散してしまい、残った者も安心して生活できませんでしたが、今宣諭の挙に逢い、皆欣喜雀躍しており、逃散した者も戻ってきたそうです。しかし蔘貢の弊は、極めて堪え難いものであり、もし負担を軽減しないなら、江辺の軍民は生存することはできません」と上啓し、翌五月には、先の状況を繰り返し述べた後に、「深い山や切り立った谷など、人蔘の産地は多くはないので、人民は胡地に越入し、その多くは戻れません。辺将も隠して報告せず、辺境の土兵はこれにより十中八九がいなくなりました。人蔘は常貢であり、全て減らすことは困難ですが、別途に臨機応変の措置を講ずれば、民は一分の恵を受けられますよ」と上啓した。しかし仁祖は「人蔘は上国への献上品であり、減免することはできない」と述べ、これを却下している³⁾。三月の政権奪取直後、仁穆大妃より反正の宣諭が下され、全国に布告された。その内容は反正の正当性を訴えたもので、貢

納の軽減については触れてはいないが、その後の廷議で貢蔘負担などを軽減することが議論され⁽⁴⁾、これが江辺にも伝えられたと見られる。しかし仁祖は実効性のある政策を実施しなかった。

注意すべきは、辺民が人蔘を確保するため後金領に潜入していること、辺境を衛戍する土兵の確保が困難になっていることである。光海君より王位を奪った仁祖は、外交方針を前政権の対明・対後金均衡路線から親明反後金路線へと転換したが、その結果、明への朝貢用人蔘がますます必要不可欠なものとなったため、宣諭に伴い議論された貢納軽減案は江辺の人民にとつて画餅に終わってしまった。その一方で、重い貢蔘負担が惹起する辺民の越境偷採活動や現地召集兵である土兵の崩壊に対し、適切な措置が講ぜられることはなかったのである。仁祖五年（二六二七）、後金の第一次朝鮮侵攻（丁卯胡乱）は人蔘偷採に対する膺懲ではなく、反正に対する問責を口実としたホンタイジの親明勢力排除戦略の一環として実施されたが、仁祖も明の軍事支援に頼るばかりで国境防備を疎かにしていたことは否めない。そしてこの戦いに勝利した後金は、以後朝鮮に対して辺民による越境偷採の禁止を繰り返し要求するようになった。そこで仁祖一三年（二六三五）、朝鮮は「江辺採蔘事目」を制定し、四月から九月までの採蔘季節における五日おきの住民点呼の義務化や江辺把守軍の強化など、本格的な取締りに乗り出した⁽⁵⁾。

丁卯胡乱以降も仁祖政権は明が後金を駆逐してくれることを密かに願っていたが、仁祖一四年（二六三六）、清の第二次朝鮮侵攻（丙子胡乱）に敗北したことで、朝鮮は明への朝貢を止めさせられ、結果的に人蔘献上の負担からは解放されることとなった。その代わりに、朝鮮は新たに犯越禁止の励行という義務を背負わされることとなった。

ところが「江辺採蔘事目」は犯越偷採を予防するだけでなく、朝鮮領内での人蔘採取を実質的に禁

止する作用を果たした。蓋し採取者は食糧や燃料を携行し、深山幽谷に分け入って数箇月間人蔘を採し回るのであり、五日おきに役所の点呼に来させることは、採蔘に出掛けるなど言うことと同じであったからである。従って後には為政者までもがこれを蔘禁と見なすようになる。

採取活動を厳しく束縛されながら貢蔘負担だけは残された江辺では、構造的に越境偷採がより一層助長された。仁祖二十一年（一六四三）には、備辺司が「戸曹や各衙門が京外の蔘商の訴えにより公文（許可証）を支給し、資金を江界府に送付させておりますが、暴利を貪る商賈らは国策に便乗して私腹を肥やそうとし、自ら雑貨や綿布を輸送して江辺各邑に備蓄し、人蔘との交換を強制しています。愚かな民衆はそれを買って利益を貪り、遂には我を忘れて越境採蔘禁止の法を犯すに至っております。加えて守令や辺將はそれが収税に有利であるとして、厳しく取り締まろうとしません。そして本道の觀察使や節度使もまた人蔘交易を行っております」と報告しているように^⑤、偷採実行犯は綿布や雑貨の欠乏に苦しむ江辺の人民であるが、蔘商もまた偷採人蔘であることを知りながらそれを買い付けていたのである。また江辺の文武官僚も貢蔘確保の立場から越境偷採を黙認し、平安道觀察使・兵馬節度使に至っては人蔘の買い付けに一枚加わることさえあった。

犯越禁止と貢蔘調達の板挟みに遭った江辺人民は逃散する以外に生きる術はなかった。顯宗五年（二六六四）、平安道清北暗行御史閔維重の秘密調査によると、「江辺の民は蔘禁以後、生活手段が全くなくなり、戸口は漸減し、田結も漸縮しています」とあり^⑥、現地では徴税の基礎となる戸口数や田結数が減少するに至っていた。中でもとりわけ人民を苦しめたのは五日おきの点呼であった。顯宗一〇年（一六六九）、平安道觀察使に任せられた閔維重は、「もし犯越の路を杜絶しようとするなら、その要は人民に農業を勧めて生活を保障し、罪を犯せば法に従い厳しく取り締まることに在

ります。農時を奪わないことは、王政が真つ先に心がける所です。しかし江辺各邑では四月から九月まで毎月六回役所で点呼を受けねばならず、また吏員を差遣して抜き打ちの点呼が行われることもあります。人民は農繁期にあつても道路を奔走し、暇な日は殆どありません。農業を行おうと欲しても、実に時間の余裕がないのです。このため耕田があつても播種することができず、播種したとしても除草することができません。秋の取り入れに至つても、田畑は荒れ放題で収穫は僅かしかなく、飢えても食べることができず、寒くても着ることができません。そこで越境偷採が必ず死罪となることを知つていても、飢えと寒さが極限に達し、衣食の計が全く立たないので、勢い法を犯さざるを得ないのです。その心情はいたましいものです。私が考えますに、今後毎五日一点呼の規則を改め、毎月三回だけ点呼することにすれば、官衙へ往来する労苦が除かれ、耕作に専念することができるよう」と上啓し、現実を無視した五日おきの点呼を一〇日おきに緩めるようお願いした⁸⁾。しかし朝廷は、犯越が更に増えることを恐れ、彼の提案を葬り去つた。

ただ閔維重の農業保護政策は必ずしも当時の江辺の経済状況に適合したものではなかった。清国で馬尚船偷採集団が食糧を搭載して鴨緑江を遡上し、北岸で人蔘を盗掘していたのと同様、南岸の平安道江辺地域もまた自活可能な農業生産力の基盤がなく、内地より食糧や衣料を移入し、人蔘販売でその代価を賄つていたものと思われる。江辺人民が越境偷採に走るのは、点呼制度による農業の圧迫に因るものではなく、単に江界府の人蔘資源が枯渇しつつあつたからであると考えるのが自然であらう。宣祖三七年以来の人蔘統制政策が採掘地の資源保護を目的としたものであつたとしても、その成果は不充分であつた。

江界府の人蔘供給能力が限界に達していることを察知した政府は、女真族の退去後空曠地と化し

た廢四郡に目をつけた。前稿で詳述した通り、肅宗六年（一六八〇）に平安道觀察使柳尚運・節度使李世華が廢四郡の復設を上啓したが、肅宗九年には兵曹判書南九万が復設を唱え、領議政金壽恒・左議政閔鼎重らの賛成派、大司諫柳尚運・右議政金錫胄の反対派に分かれて活発な議論が展開された。ところが肅宗十一年に三道溝事件が勃発すると、廢四郡開發がもたらす利益よりも越境偷採の危険の方がはるかに重くなってしまう、南九万による必死の反論にもかかわらず、肅宗十二年には肅宗即位年に設置された厚州鎮が裁革され、廢四郡の無人化が確定した。また同年正月には「南北蔘商沿辺犯越禁斷事目」が頒布され、犯越の引き金となる南北蔘商の江辺での人蔘取引などが嚴禁された⁹⁾。

仁祖一三年の「江辺採蔘事目」よりも一層包括的な蔘禁政策の採用により、人蔘移出に依存した江辺經濟は破綻の淵に追い込まれた。肅宗一三年には都承旨李世白が、「江辺の各邑は蔘禁が行われてから商賈の往来が永く途絶え、民間の大小日用の物資も供給不能になり、このため生業を失う者が増加し、勢い逃散を免れ難い状況になっております」と上啓しており¹⁰⁾、人蔘の対価として移入される日用雜貨が来なくなると、江辺の住民は流亡せざるを得なくなった。肅宗二〇年（一六九四）には左議政睦來善が、西北兩道の辺民を五日おきに点呼することは犯越防止上やむを得ないが、春夏の農繁期に遠方の面（集落）の居民を点呼すれば、往来に奔走して農業を行う余裕が無いので、遠方の面については守令が不時に出向いて抽出調査せよという妥協案を提起しているが¹¹⁾、閔維重と同様の農業保護政策では江辺の經濟危機は解決できなかった。そこで肅宗二六年（一七〇〇）には吳命峻が、咸鏡道北閔六鎮では蔘禁が行われてから、連年の飢饉により生計が非常に困難となったので、咸鏡道では必ず採蔘を許すべきであり、さすれば民は生計の資を得ることができ

と訴え、官吏を派遣し、咸鏡道の人蔘採取を許して咸興に人蔘を集荷させ、同地で蔘商と交易をさせるなら、蔘商が辺境に深入りすることも防げるであろうと上啓し、領議政徐文重により廷議に懸けられた。ただ呉命峻は、「平安道には廢四郡という肥沃な土地があり、人民に開墾を許せば生活が可能だと言われています。しかし採蔘は本道で許したとしても、廢四郡では軽々しく許すべきではありません。当地が数百年間放置されたのはそれ相応の理由があるからです。今すぐ開墾することも困難ですし、後患を醸成する恐れもあるからには、今は施行すべきではありません」とも述べており、江辺での蔘禁解除を唱えながらも、廢四郡の開墾には反対している¹²⁾。

こうして各種の反対に遭いつつも「南北蔘商沿辺犯越禁断事目」は廃止されなかった。ただし三道溝事件から二〇年以上が経過し、その後目立った犯越事件が起こらなくなったことで、蔘禁は次第に弛緩していった模様である。肅宗三三年（一七〇七）正月二五日、戸曹判書尹世紀は、現在人蔘価格が騰貴し、京外の需要や東萊倭館へ送る礼单蔘需要が逼迫している状況を述べた後、吏曹判書趙泰采の「江界は人蔘の産地であり、橡拾いを許可してからは、居民は苗蔘の採取が可能になり、私売して生計の資助としています。しかし官家もまた蔘税を徴収しています」という発言を引用して、「そこで今もし本府居民の諸般の身貢・役布および貸し付けた還穀の返済に際し、人蔘で代納させるなら、戸曹の経費や京外の需要は自ずから余裕が生まれ、民もその恩恵に浴し、蔘商が利益を独占することもないでしょう」と提案した。肅宗が諸大臣から意見を徴したところ、右議政李頤命は「江界一邑にはもともと人蔘採取を許された場所はありません。しかし廢四郡と境を接していることから、人民が橡拾いと称して苗蔘を採取し、私売して生計の資助としているのです。本府では税蔘を徴収しておりますが、朝廷では知られておりません。もし人蔘で還穀や身貢を代納するこ

とを認めれば、蔘路は次第に開かれ、必ず大きな弊害を生むでしょう。間もなく燕行禁蔘節目が検討されようとしています。そこで代納の是非について、かつて平安道觀察使や江界都護府使を勤めた者に議論させ、節目と一緒に検討させてはどうでしょうか」と応答した⁽¹³⁾。尹世紀や李頤命の発言から、この頃既に江界府民が廢四郡でクヌギの枝拾いを名目とした人蔘採取を行うことが容認されており、江界都護府使も貢蔘とは別に地方税として税蔘を徴収していたことが知られる⁽¹⁴⁾。尹世紀は採蔘を公認し奴婢の身貢や良民の軍布・還穀の代わりに納付させれば、官民ともに潤うと言うのであるが、李頤命はそれが蔘禁の弛緩を誘発するとして代納に反対したのである。

同年二月二〇日の廷議においても、李頤命は「先に燕行使による人蔘持ち出し禁止の命が下され、節目は未だ完成しておりませんが、厳禁されることは確かです。しかし倭館に送る礼単蔘や内医院に納められる官蔘も少なくないので、近年都では人蔘が出回らず、価格は三倍に高騰しており、私の需要は極めて逼迫しています」と認めながら、江界府の人蔘供給量は微々たるものであり、採蔘を公認しても問題は解決しないので、平安道で備蓄されている戸曹の綿布や綿花を発売して人蔘を買い取るべしと主張した。一方、礼曹判書徐文裕は「もし蔘商が直路を通って平安道に往き来するなら、捕らえて処断することも可能でしょうが、彼らは普通あらかじめ代価を送っておき、随時鴨緑江辺にて密かに買い付けを行うので、禁止しようとしたところで、どうして捕まえることができましょうか」と述べて、蔘禁の実効性に疑問を挟み、身貢や還穀の人蔘での代納には反対しながら、平安道が必要とする行使の旅費や勅使の接待費については人蔘で徴収してどうかという折衷案を提起した。刑曹判書金宇杭も江界の蔘禁が事実上崩壊している現状を踏まえ、徐の変通案に賛同した⁽¹⁵⁾。

同年六月には「北京使行蔘商禁断節目」が頒布され、燕行使随行員の人蔘持ち出しが正式に禁止された¹⁶⁾。ところがその後、江界府における蔘禁論争は続けられた。同年八月一九日、採蔘公認論者である戸曹判書尹世紀は、「江界府および廢四郡では拾椽軍採蔘の規定があり、また苗蔘採用の事例があり、その数は少なくありません」と述べ、江界府での採蔘と私商の売買を許可し、算員を送って蔘税を徴収すべしと主張した。領議政崔錫鼎もこれを支持したが、蔘禁節目を頒布した直後に法改正を行うのは不当であるとして、当面は嚴禁政策を続けよと述べた。行兵曹判書李寅燁らも蔘禁の解禁に賛同した。ただ礼曹参判閔鎮遠は、蔘禁は犯越予防が目的であり、解禁により犯越が増加するのではないかとの懸念を示した。しかし崔錫鼎は、乙丑年の三道溝事件後、金寿恒や南九万が「南北蔘商沿辺犯越禁断事目」を制定した時も、江界府で採蔘が一切嚴禁されたことは無かったと反論し、集団での採蔘を除き、家の裏山や畑での人蔘の採取や栽培は禁止の対象となっていないと論じた¹⁷⁾。

ここで注目されるのは、江界府と廢四郡では拾椽軍が編成され、採蔘を行っていることである。先に尹世紀や李頤命は住民が拾椽に借名して採蔘を行い、江界府では税蔘を徴収していると語っていたが、今回尹世紀は拾椽軍なる組織の存在を明らかにした。住民だけでなく軍もまた人蔘採取に直接関与していたのである。拾椽軍とは把守軍のことであろう。把守軍は清国人偷採者の侵入を予防するため設置された正規の国境監視部隊であるが、防戍だけでなく採蔘も任務に含まれていた。これとは別に江界府も独自の人蔘採取部隊である採蔘軍を編成していた¹⁸⁾。そして苗蔘が採取されていることから、これら苗蔘は家の裏山や畑に植えられ、栽培されていたものと見られる。そもそも蔘禁は犯越防止が目的であるから、内外で人蔘の需要がある以上、地方官や軍の管理下で人蔘

を採取したり苗蔘を育成したりすることは蔘禁の主旨に反せず、官民ともに利益を蒙る一挙兩得の策だったのである。翌肅宗三四年、左議政李濡は、昨年戸曹は初めて江界で人蔘の買い上げを実施したが、江界に侵入して人蔘を買いおうとした私商を適宜拘束したので、北京への密輸出の路は断たれたと報告しており⁽¹⁹⁾、禁断節目は励行された模様である。

ところが、江辺住民の採蔘に課税したり把守軍に採蔘のノルマを課したりすることで、廢四郡の人蔘資源は急速に枯渇していった。肅宗三十九年（一七一三）閏五月、特進官尹趾仁は「西路の重地では住民の多くは採蔘を生業としており、官家も蔘税を財源としています。故に論者は皆、もし蔘禁を行えば民業は絶え官も財源が無くなると考えています。私が関西で処罰を待っておりました時、事情を詳察したところ、採蔘は却って民間に耐え難い弊害となりました。何故ならかつては越採の弊害が多かったのですが、今では清国の採蔘者が江辺にひしめき、我が国の民が越採しようとしても誠に難しいのです。犯越を一切なくすことはもとより困難ですが、情勢は以前とは異なっておりません。これは幸いとすべきですが、年々廢四郡で採蔘が行われるので、蔘種は次第に貴重なものとなりました。一犯所の軍卒は五名で定式通り出入りすることになっていますが、犯将および軍卒一名が見張りに残り、他の者は散出して採蔘し、官税を納めたり犯将らに分けたりしています。それ故採蔘の類は、多くは利益を得られません。且つ近蔘と呼ばれるものは近くの山で採れるものですが、毎年蔘節が来ると、江界府の民戸は男女の別なく皆徴発され、山に入って採蔘し納税させられます。そのうち一本の人蔘も採れない者が多いのですが、官家は区別することが難しいので、全員に納税を求めます。故にその弊害は妻子を売ったり、土地を離れ流亡したりするに至っていません。江界一邑の戸口は逐年減少し、誠に寒心に堪えません。廢四郡の人蔘が善く採取できなくなつ

たことは、利を失い心配なことではありませんが、彼らの生業であるからには、(採取を)禁止することはできません。近蔘については官家が採取を命じている訳ではありませんが、彼らが自ら採取したものに對しては適宜蔘税を徴収しています。しかし官家が帳簿を作成し人民を徴発する規則は廃止すべきです」と述べ⁽²⁰⁾、馬尚船偷採集團の活動が始まったことで越境偷採の心配はほとんど無くなったが、軍が監視所に駐屯する將兵を動員し、官庁が住民を徴発して、それぞれ人蔘採取を行わせるので、蔘場が荒廢し、人口が減少したと報告している。「江辺採蔘事目」から「南北蔘商沿辺犯越禁断事目」に至る蔘禁は犯越防止を目的としたものであったが、皮肉にも清国人馬尚船偷採集團の活動が始まったことによってその目的は達成された。しかし朝鮮側蔘場の保護については有効な措置が講ぜられないどころか、中央政府や市場で高まる人蔘需要に因應べく、軍や官庁が主体となって積極的に人蔘の乱獲を行っていたのである。肅宗はこれを聞き入れ、同年七月に、自ら採蔘を願う者に限って帳簿に載せて納税させ、それ以外の強制採蔘は止めるよう命じている⁽²¹⁾。

前稿で明らかにしたように、馬尚船偷採集團の鴨綠江遡航は景宗元年(一七二一)を境に急激に増大し、英祖七年(一七三二)の第一次莽牛哨設汎問題および英祖二二年(一七四六)の第二次莽牛哨設汎問題を引き起こしたが、朝鮮政府の抵抗により二度とも実現には至らず、また第二次設汎計画挫折の後、馬尚船の遡上はほとんど見られなくなった。この四半世紀間、朝鮮政府は自国民の越境偷採ではなく自国民と清国人偷採集團との接触に警戒しなくてはならなくなった。そのような状況の下、英祖三年(一七二七)には平安道節度使金洙が、江界廢四郡から甲山にかけて設置された把守軍に對して江界都護府使が税蔘の徴収を続けており、採蔘の時節には幕舎が空になっているので、今後把守軍は税蔘を納付せず边防に専念すべきであると具申した⁽²²⁾。肅宗により住民の動員

は禁止されたが、把守軍を使った税蔘の確保は継続していたらしい。英祖七年には戸曹判書金東弼が、対馬藩主への別札單蔘需要の発生と昨年の人蔘採取量の減少で蔘価が高騰したので、やむを得ず開城の蔘商を江界府に遣わし、木綿を売って人蔘を収買させたと報告している⁽²³⁾。英祖一四年（一七三八）には新たに「禁蔘節目」を頒布し、江界府での蔘商の活動を認めるとともに、密売を取り締まるため、江界都護府使が許可証を検査し、台帳に登録して買い付け数量と価格を記録させた。一方、江界所産の人蔘の十中八九は日本人に売られているとして、東萊での密貿易を取り締まる規定も盛り込まれた⁽²⁴⁾。

以上のように、朝鮮後期の江界府における蔘禁政策は犯越予防という防衛上の目的で実施され、その在り方も清国側の情勢に応じて変化した。資源保護に対する意識は希薄で、むしろ軍や官庁が率先して人蔘を乱獲していた。それでは朝鮮政府は何故軍や江界都護府使の乱獲を厳しく取り締まらなかったのだろうか。その手掛かりは金東弼発言に出て来る札單蔘や「禁蔘節目」中の東萊貿易に関する条項にある。当時朝鮮の人蔘を大量消費していたのは中国ではなく日本であった。すなわち使行貿易の拡大により対価となる銀が不足したため、朝鮮は自国産の人蔘を日本に送って銀を入手しなくてはならなかったのである。ところが徳川幕府は通貨不足への警戒から一七世紀末より次第に朝鮮への丁銀輸出を制限するようになり、宝暦四年（英祖三〇年＝一七五四）までに銀輸出は停止された⁽²⁵⁾。朝鮮は銀不足に苦しみ、人蔘輸出を更に強化しようとした。しかし銀調達という目先の目的に囚われた乱獲は、やがて江界府に深刻な弊害をもたらすことになる。

二 人蔘資源の枯渇と蔘政改革

第二次莽牛哨設汎問題が発生する前年の英祖二二年（一七四五）三月、左議政宋寅明は前年すなわち英祖二〇年に江界府が人蔘取引価格を朝廷が決めた公定価格より二倍近い高値に設定したため、漢城での市場価格が高騰したとして、江界都護府使李彦変の罷免を要求し、裁可された²⁶。李彦変は民間からの買い付け価格は据え置き、蔘商への売り渡し価格のみ引き上げたため、不当な営利行為として糾弾されたのであるが、私腹を肥やしたとは記されておらず、単に高価格での取引を強制したことが非難されたのである。それでは李彦変は何故このような指示を出したのであるうか。

同年八月には、倭館へ送る礼単蔘が不足したため、近年戸曹が江界府に対し元定の貿蔘（買い上げ人蔘）二〇斤に加え新たに二〇斤の貿蔘を負担させていたことが発覚し、戸曹判書鄭錫五が譴責され、貿蔘が二〇斤に戻されるという事件が起きている²⁷。

江界都護府使李彦変はこれまでの二倍に当たる四〇斤の貿蔘を戸曹に納付するノルマを課されていた。しかし人蔘の採取量は逆に不足がちであり、貢蔘を増徴することは不可能である。そこで彼は価格を統制することにより蔘商を通して市場に出回る人蔘量を抑制しようとしたものと思われる。李彦変は罷免されたが、政府も戸曹が江界府に課した貿蔘を二〇斤に戻さざるを得なくなった。

戸曹が江界府に負担増を強いた背景には礼単蔘の不足があった。礼単蔘とは東萊倭館での使節接待用人蔘のことであるが、対馬藩主交代時における贈答用人蔘や通信使に持たせる信蔘もこれに含まれる。要するに日本向け人蔘の意である。翌英祖二二年七月には、戸曹判書鄭錫五が、近年人蔘資源の枯渇により漢城の備蓄も底をついたが、今回の通信使（徳川家重の將軍襲封を祝賀する第一

○回通信使)に持たせる礼単蔘は百余斤に上り、江界産人蔘では到底賄いきれないとの現状を開陳し、対策として江界府が負担する礼単蔘一〇〇斤を咸鏡道に卜定(有償ないし無償での賦課)し、江界府には貢紬(絹織物)や細木(肌理の細かい綿布)で代納させ、これを人蔘買い付け資金に充てよと提案した²⁸⁾。人蔘負担を咸鏡道に付け替えたのは、同地には未開発の蔘場が残されているという希望的観測があつたからであろう。しかし江界府では綿布や絹織物が生産できないので、これらは対清貿易の拠点である義州より調達せざるを得ず、結局江界の特産物である人蔘を対価として支払わねばならない。従つて鄭の提案では江界蔘政の改革は到底不可能である。

果たして翌英祖二三年四月一日、行戸曹判書金始焜は廷議にて、未だ確保されていない礼単蔘は一五〇斤に達しているが、我が国の産蔘地は江界府のみであり、今回は平安道の銀・木綿・錢を江界府に送つて人蔘を買い付けるべきであると請願し、許可された²⁹⁾。咸鏡道への卜定は沙汰止みとなり、応急措置として平安道に蓄えられていた資金を用いて江界府より礼単蔘を買い付ける案が採択されたのである。ところが四月二〇日、右議政閔応洙が、現在苗把(人蔘の苗が出る三月の蔘節)の時に当たり辺禁を嚴重にしなくてはならないが、今年は礼単蔘を江界府で買い付けることになつたので、盛京將軍が昨年来企図している(莽牛哨設訃計画)問題が再燃しないか懸念されると上啓した³⁰⁾。それでも背に腹は代えられず、同年八月、戸曹判書金若魯は、既に礼単蔘は江界都護府使に命じて買い付けることが決定されたと述べている³¹⁾。

しかし一〇月七日、戸曹判書金若魯は、通信使の出立が迫っているにも拘わらず、江界府での礼単蔘買い付けが遅れていると報告した³²⁾。十一月九日、通信使一行が英祖に謁見した際、正使洪啓禧は「江界都護府使は十一月末までに八〇斤の礼単蔘を上送すると言っていたのに、未だ連絡が

ないのは気懸かりである」と訴えており、また英祖も曹命采の「今回江界府が納付する人蔘は幸い品質がやや優れている」との報告に対して「品質がやや優れていると言っても、今の上品はかつての上品とは比較にならない」と答えているように、礼單蔘については数量不足だけでなく品質低下も懸念材料となっていた³³。朝鮮随一の人蔘産地である江界府も一八世紀半ばには人蔘資源が枯渇し、質量ともに不時の調達に対応できない状態に陥っていたのである。

ところが政府は江界府での人蔘不足の原因を潜商による倭館での密売にあると見なし、英祖二八年（一七五二）に「江蔘変通節目」を公布して、人蔘交易の統制を強化した³⁴。とは言え、これまで東萊倭館での人蔘貿易に際して十分の一税を現物徴収して礼單蔘に充てていたものが江界府での徴収に改められた点を除き、めぼしい具体策は特に記されておらず、資源問題の観点から蔘場を保護しようという意図は見られなかった。それどころか、同節目は苗把・丹把・黄把の三節における通常の人蔘採取が終わった後、領将が軍卒らを使って採蔘することを認めており、政府は把守軍による略奪的採取に関して相変わらず無頓着であった。

ところで、本来政府が朝貢や貿易、あるいは宮中の内医院にて使用する人蔘は人民から徴収する貢蔘によって確保されるべきものであった。しかし一八世紀になると貿蔘と呼ばれる買い付け人蔘で需要を賄う場合が多くなってきた。そこで必然的にその代価を何れの官庁が如何なる費目から幾ら捻出するかという問題が浮上した。英祖三五年に起きた一連の議論は貿蔘の方法に関するものであった。

英祖三五年（一七五九）正月二八日、右議政申晩は「江界府の蔘政は深刻な弊害となっている。人蔘一斤に対して戸曹が定める代価は錢二〇〇余両に過ぎないが、貿納に必要な費用は五〇〇余両

に達することもあり、民は納付に苦しんでいる。毎年税収米を発売して蓼価を確保しているが、常に余剰が出るので、今年からは税収米で蓼価を引き上げるべし」という平安道觀察使閔百祥の報告を伝え、蓼価の原資となる税収米に余裕があるからには戸曹の公定価格を上げるべきであると主張した⁽³⁵⁾。人蓼の欠乏が価格の高騰を招来し、旧来の公定買い取り価格での買蓼は半ば白徴に近いものとなつてしまつていたのである。三月一日には、備辺司が「戸曹の加買蓼二〇斤については、平安道備蓄の税米三二〇〇石を割給して蓼価とせよ」と上啓し、裁可されている⁽³⁶⁾。四月二四日には、行戸曹判書洪鳳漢が「買蓼の買い付け価格は近年錢四万両に達しており、一時的に平安道の餉錢三万両・木綿一〇〇同を融通して支払うべし」と上啓し、廷臣らもやむを得ないとの意見を具申している⁽³⁷⁾。この頃には貢蓼までもが現物の貢納から買い付けに移行し、もはや買蓼との区別は名ばかりとなつてしまつていた。五月二五日には、戸曹判書洪鳳漢が「戸曹より税米四〇〇〇石を捻出し平安道觀察使に提供すべし」と上啓し、裁可された⁽³⁸⁾。七月一日には、平安道觀察使李成中の「米四〇〇〇石は単蓼三五斤の対価としては不十分である。以前は単蓼二〇斤に対し米三二〇〇石が割給され、毎斤米一六〇石が支払われたが、今回単蓼三五斤に対し米四〇〇〇石が割給されても、毎斤米一一五石にしかない。買い付けとは名ばかりで実際は白徴に等しい」との状啓に対し、領議政金が別餉木四八同を以て補填せよと具申している⁽³⁹⁾。一〇月一日には「江界府及十鎮堡蓼戸分等式例各司上納都数蓼価定式節目」が制定され、年例買蓼価は毎年必ず純錢を支給することなどが定められた⁽⁴⁰⁾。

史料の羅列になつたが、共通する点は、第一に、貢蓼であれ買蓼であれ政府が必要とする人蓼は全て米・綿布・銅錢で買い付けており、価格は上昇傾向にあること、第二に、代価は戸曹所管の税

収米や平安道節度使所管の餉錢・餉木によって捻出されていることである。日本からの銀調達は政府の最重要課題であったが、人蔘資源の枯渇がもたらした価格高騰は国家財政と江界府民に大きな痛みを与えていた。何より幾ら礼單蔘を贈ったところで、日本の銀禁輸方針が覆ることはなかった。

英祖四〇年代になると、江界府の蔘政が深刻な弊害を伴っていることが朝廷でも認識されるようになる。英祖四四年（一七六八）には、左議政金陽沢が「この頃江界の蔘政は人民にとつて巨弊となっており、朝廷は民の困窮を憂いて、内医院に進上する人蔘を減らすよう下令されました。燕行使に賜与する人蔘も事勢の道理に従つて半減するべきでしょう」と上申し、裁可されている⁽⁴⁾。まずは支出の削減が組上に載せられたのである。

次いで英祖四七年（一七七二）には、訓鍊判官尹守仁が「大抵江界府は廢四郡の蔘場があるので常平蔘や例買蔘を毎年卜定されます。毎戸所納の人蔘は、大戸が十三分で、中小戸も十余分を下りません。故に民は支払い切れず、妻子を売るまでに至っております。幸い朝廷はこの弊を洞察され、毎戸三分の一を減額されました。：：しかし本府の民がなお苦慮していますのは、一年所採の人蔘を全額取用すれば、上納すべき元数を十分充たすことができず、点呼を終えて下山する時、本道各邑から人を送つて私買する者があり、ややもすると十数斤に達します。それ故蔘価は高騰し、人蔘一分が錢一兩にまで高まるに至っています。そこで平安道に通達して私商の往来を厳しく取り締まられば、蔘価もまた騰貴することがないでしょう。また思いますに、江界府は毎年六月から九月まで江辺把守のため軍兵を送っています。立把する（見張りに立つ）場所が採蔘地にあるため、兵一名につき買蔘五分・尾蔘二分が賦課されています。更に戸役蔘や例買蔘も徴収されていますから、立把の買蔘は二重負担であります。それ故軍卒はその弊害に堪えられず、充役するや否や

逃亡し、所謂軍卒は一人として観るべき者がおりません。本邑は関西の枢要に位置し、不慮の事態が起きれば、何によって防禦できましようか。……もし正規軍が毎年赴把することを止め、本邑の民人を軍兵とともに輪番で立把させれば、四年に一回の赴把で済みます」と上啓した⁴³。

尹守仁の認識によると、江界府の蔘弊は①私商による買蔘の買い付けと、②把守軍に対する採蔘ノルマの賦課に大別される。まず①について。買蔘を減額しても政府が必要とする人蔘を江界府で確保することは可能であるが、その一部が私商の手に渡るため、(府内の)蔘価が高騰すると尹守仁は言う。しかし私商による人蔘取引を禁止して江界府を自給自足経済に戻すのは実現不可能な発想であり、たとえ江界府の蔘価が下落しても、他地域で人蔘需要が逼迫しては何の意味もないであろう。次に②について。江界府の把守軍に人蔘採取のノルマが課せられていたことは悪弊であり、辺防が疎略になっていないことは確かである。しかし民戸を徵発して見張りに立たせるのでは何ら負担軽減にならないであろう。総じて尹守仁の蔘弊に対する認識は正鵠を射ているが、その対策は的外なものであったと言える。

ところが領議政金致仁は尹守仁の①提案に賛成し、英祖もこれを裁可した⁴⁴。当時政府は人蔘を買い付けていたため、江界府で蔘価が下落するとその分だけ代価となる税収米や餉木の支出が軽減できるからである。英祖や廷臣らは政府需要の確保に固執していたが、市場に出回る人蔘が不足することには無関心であった。ただ金致仁は②提案については即断を控え、英祖もこれに従っている。これについては後に平安道觀察使具允鉦が、輪番立把は多大な弊害をもたらすとして反対し、把守軍が納付すべき体蔘五斤については半数を江界府より負担し、尾蔘三斤については把役に就かない住民に均等に割り付けるべしという江界都護府使李漢泰からの牒呈を状啓し、金致仁も積極的

に支持している⁴⁴。把守軍に採蔘ノルマを課すと本来の防戍業務に専念できないため、尹守仁は住民を徴発し輪番で立把させようとしたが、具允鉦や李漢泰は採蔘ノルマの一部を江界府で肩代わりし、一部を住民に割り付けようとした。負担方法に違いはあるが、両者とも把守軍の人蔘負担それ自体を廃止しようとは考えていない点では共通する。

後に英祖五〇年（一七七四）五月、守門將安慶禱は、江界府の把守軍は丹把貿蔘・中把貿蔘の調達ノルマを課せられながら、貢納制に係わる戸蔘も負担しており、かかる三重の蔘役のため逃散が後を絶たないとして、合計八斤の人蔘を一戸につき一分づつ分担させるべしという、先の李漢泰に近い割り付け徴収案を提起し、英祖はこれを備辺司に審議させた⁴⁵。同じ頃、扈衛別將鄭肅良は、軍丁が負担する戸蔘の半数を免除すべしと提案し、これも備辺司に回されている⁴⁶。同年一月、戸曹判書に移った具允鉦は、領議政の「礼単蔘預備のため西北兩道に人蔘を卜定すべし」という提案に対し、江界府は早霜により例年以上に蔘荒がひどく、貿納を強制すれば民生は破綻すると上啓している⁴⁷。総じて英祖期の朝廷は把守軍の負担も貿蔘問題も根本的な解決策を見出せず、通信使の礼単蔘など不時の大量需要に際しても彌縫的に対処していた。

蔘政の本格的改革が図られたのは次の正祖期である。正祖即位年（一七七六）十一月、平安道觀察使徐命膺は、江界府で例貿蔘が長年廉価で抑買されてきたため、かつての二万余戸は今では六千戸に減少していると窮状を訴えた。これに対して正祖は、徐命膺の要請に応じて体蔘・尾蔘の買い付け価格の引き上げと私商の嚴禁を許し、貿蔘代価を綿布と純錢で支給する案も備辺司に検討させた⁴⁸。貿蔘代価については正祖二年（一七七八）、平安道觀察使洪樂純が、江界府に入送する年例の蔘価木四八同は、前觀察使の要請により昨年から純錢のみで支払っているが、木綿は余裕がある

のに対し銅銭は不足がちであるため、今年から蔘価木四八同を銅銭と木綿で半数ずつ送付したいと状啓した。正祖は廷臣の意見を徴したが、左議政徐命善は折半案に賛成したものの、右議政鄭弘淳は木綿の価値が低く、平安監營が備蓄する木綿の品質も劣悪であるとして反対し、正祖もこれに従った⁽⁴⁹⁾。これまで半ば白徴に等しかった買蔘に対し、相応の代価を支払い、江界府民の負担を軽減する必要がようやく認識され始めたのである。

とは言え、翌正祖三年には知敦寧洪稟純が、京主人金重瑞が十数年の間江界府で人蔘交易に携わっているが、彼は蔘戸から廉価で人蔘を仕入れ、蔘場から下山した後高値で販売するため、人蔘価格が暴騰するに至ったと告発しているように⁽⁵⁰⁾、都賈が物流を独占する状況下で市場から人蔘を適正価格で買い付けることは容易ではなかった。また正祖一四年（一七九〇）には、江界府居住の幼学朴泰来より、本府が上納すべき税蔘一四斤一三兩・例買体蔘三五斤・尾蔘二五斤を江界府の残余の戸から徴収することは不可能であり、中山諸邑や咸鏡北道の三水・甲山に（一時的に）分定していたが、現在ではそれすら困難になったので銭納化すべしとの訴えがなされているように⁽⁵¹⁾、江界府から現物の人蔘を供出することはもはや困難になっていた。同年八月、義州府尹李頤祥の上啓によると、江界府では流民の続出で十数年前には二万余戸が分担納付していた人蔘が今では四千余戸の残民に背負わされるようになったとあり⁽⁵²⁾、先の朴泰来の上言を裏付けている。正祖初期の蔘政改革は最終的に江界府の窮状を救うことができなかったのである。李頤祥は貢蔘を中山や北関六鎮へ分定すれば流民の帰還も可能であろうと述べたが、左議政蔡濟恭・左參贊金華鎮・行戸曹判書鄭民始らがこれに反対したため、正祖も却下した⁽⁵³⁾。

人蔘が主要産業である江界府で官の掌握する戸口が二万戸から四千戸へと五分の一にまで減少し

たことは、取りも直さず天然人蔘がほぼ枯渇したことを意味している。これでは買い付け価格を上乗せしたり、貢納を銭納化したところで、地域経済の回復には繋がらないであろう。ところが翌一五年十一月、正祖が厚い信頼を置いていた左議政蔡濟恭は、江界の蔘弊は度重なる負担減免により既に解消されたと上啓している⁽⁵⁴⁾。前年までの経緯を考慮すれば、蔡の判断は唐突な印象を与える。何が彼をしてこう言わしめたのであろうか。

同年二月二〇日、蔡濟恭は廷議にて「江界府民の流散は専ら蔘産が以前に及ばなくなったためです。人蔘は靈草ではありませんが、力を尽くして栽培すれば得ることができます。最近の嶺南（慶尚道）での家蔘から推察しますに、そのやり方は検証可能です。江界府は人蔘に適した土地柄で、民家は大抵山を背にしており、家の裏は畑でなく、畑に相当するのは山です。今もし官が民戸に命じて人蔘栽培を生業とさせれば、家の裏に植えた人蔘は必ずや山蔘と同じものになるはずであり、蔘政を補填できるだけでなく、小民にも利益をもたらすでしょう。家蔘の法はどうして嶺南のみの美点としておけましようか」と述べ⁽⁵⁵⁾、人蔘栽培の奨励により蔘政は回復すると主張している。恐らくこの認識が蔘弊消論を導いたのであろう。

既述の通り、江界府では肅宗期より人蔘栽培が行われていた。しかし栽培が軌道に乗るのは一八世紀末頃からである。栽培人蔘は天然人蔘より薬効が劣るとも言われているが、量産が可能になったことで需給は安定しつつあった。そして栽培人蔘を加工して製造される紅蔘は対清輸出商品として急成長し、やがて中国から相当量の銀をもたらすに至る。またこの頃には日本でも人蔘の栽培が可能になり、朝鮮から輸入する必要性は低下していた。徳川幕府もまた一八世紀中葉より銀禁輸を続けていた。従って正祖期の蔘政改革はそれ自体十分な成果を上げるには至らなかつたものの、供

給面で栽培人蔘が出回りだしたこと、需要面で日本への輸出が減少したことなど、主として外的要因により奇しくも成功したのである。但し江界府が栽培人蔘の主要産地となることはなく、開城や嶺南などの新たな産地が擡頭した。

もちろん蔡濟恭がこう判断したからといって、江界府の蔘弊が直ちに解決した訳ではない。正祖一五年（一七九一）には江界府の体蔘や尾蔘を減額し⁽⁵⁶⁾、正祖一七年には尾蔘の買い上げ価格を更に引き上げるなど⁽⁵⁷⁾、追加の軽減措置は引き続き実施されている。また、正祖二二年（一七九八）までには把守軍に対する採蔘ノルマが廃止され、边防に専念させる措置が採られたが、彼らは人蔘採取で生計を維持してきたため、これは却って軍卒を困窮させる結果を招いた⁽⁵⁸⁾。更に正祖一七年正月には前江界都護府使権禰が満浦鎮の玉洞、従浦鎮の黄水徳嶺、上土鎮の麻田嶺の開墾を具申し、正祖は最終的に玉洞・麻田嶺・慈祚嶺について許可した。正祖二〇年には旧慈城郡の開墾が許可され、上土鎮を旧慈城郡跡に移して一帯を統治させている⁽⁵⁹⁾。これより廢四郡の開墾が開始され、上土鎮移設の五年後に当たる純祖元年（一八〇一）より徴税が実施されるが、蔘税も割り当てられた⁽⁶⁰⁾。

こうして江界府の蔘弊はその後も暫く続いたが、蔡濟恭の見通しに狂いはなかった。純祖一〇年（一八二〇）には左議政金が、江界府の人蔘は絶滅し価格は低いと述べており⁽⁶¹⁾、翌純祖一一年には備辺司が、幸い近年代替品が得られたため蔘弊は一息ついた旨報告している⁽⁶²⁾。この代替品とは栽培人蔘に他ならない。栽培人蔘が出回り始めたため、天然人蔘が絶滅しても人蔘価格は低廉だったのである。

おわりに

朝鮮後期、江界府の蔘政は対清關係に大きく左右された。丁卯・丙子胡乱の後、朝鮮政府は清国に再侵攻の口実を与えないため、蔘禁を強化して朝鮮人の越境偷採活動を厳しく取り締まった。特に三道溝事件の直後は江辺での人蔘売買自体が厳禁された。ところが鴨緑江北岸では一八世紀前期に清国人の馬尚船人蔘偷採集団の活動が盛んになり、約四半世紀間の乱獲によつて清国側の人蔘資源は蕩尽した。馬尚船の遡上が終息したことで朝鮮政府の蔘禁は次第に弛められた。

一方朝鮮側の蔘場も江界都護府使や把守軍による乱獲で資源が急速に枯渇していった。しかし政府は人蔘資源の保護に無頓着で、礼単蔘の確保を最優先した。そのため一八世紀後半には江界府の供給力不足と政府の備蓄減少により蔘弊が表面化した。そこで正祖は貢蔘の軽減や買蔘の価格上昇、把守軍の採蔘禁止など、一連の蔘政改革を実施した。だが改革の成果を待つまでもなく、この頃より蔘弊は自然消滅に向かい始めた。栽培人蔘が本格的に回り出したこと、礼単蔘需要が減少したことがその原因であった。一八一〇年頃を最後に蔘政問題は廷議にほとんど上らなくなる。蔘政に代わつて登場したのは廢四郡の開墾問題であった。鴨緑江中上流の北岸と南岸で天然人蔘がほぼ枯渇したため、朝鮮は廢四郡を開墾し内地化する条件が整つたのである。

人蔘資源の枯渇は他の産業に乏しい江界府の地域経済に大きな打撃を与えた。しかし人蔘が無くなったことにより犯越の危険性が低下し、農業開発を促進する契機となったことも確かである。ただ山間地である江界府の開墾は緩慢であり、人蔘が採れなくなつたからといって蔘税が直ちに免除された訳でもない。蔘税の残存と朝鮮政府の無理な辺民充実政策により、行き場を失つた流民の多

くはやがて火田民となったり、あるいは清国領に逃亡して小作人となったりするのである。⁶³⁾

註

- (1) 辻大和「一七世紀初頭朝鮮における薬用人蔘政策の定立とその意義」『朝鮮学報』二二〇輯、二〇〇九年。
- (2) 拙稿「清代鴨綠江地域の開發と国境管理」九州大学『東洋史論集』三九号、二〇一二年。
- (3) 『朝鮮仁祖実録』卷一、仁祖元年四月己巳、同右、卷二、仁祖元年五月己未。
- (4) 仁穆大妃が下した宣諭には貢納軽減に関する記述はない。しかし『朝鮮仁祖実録』卷一、仁祖元年三月癸丑の条によると、仁祖が喫緊の急務として安民を挙げ、戸曹判書李曙が「貢物の蠲減は乃ち是れ安民の本なり」と答えている。また『人蔘史』第三卷、一六四頁にも、仁祖元年に江界府の貢蔘が一時革罷されたと見えるが典拠不明。
- (5) 李花子『清朝与朝鮮關係史研究——以越境交渉为中心』香港亞洲出版社、二〇〇六年、一一頁。李によると、朝鮮に対する後金の不満は自国資源の偷採に加え、開市貿易が当初期待されたほど伸びなかったことにもあった。
- (6) 『朝鮮仁祖実録』卷四四、仁祖二十一年九月壬子
 備局啓曰。水上辺民。越境采蔘。自陷於刑辟。而生事於国家。殊極痛心。窃聞。戸曹及各衙門。因京外蔘商之訴。成給公文。而付送其価。商賈牟利之徒。憑公當私。身輸貨布。積置江辺列邑。責令換買。蚩蚩之民。貪其貨利。終至於忘身犯法。加以守令・辺將。利其收稅。不加嚴禁。而本道監・兵使。亦有買蔘販売之事云。
- (7) 『朝鮮顯宗改修実録』卷一二、顯宗五年一二月庚午。
- (8) 『朝鮮顯宗実録』卷一七、顯宗一〇年一〇月庚辰。

平安監司閔維重馳啓陳。……如欲杜絶犯越之路。則其要在於勸民力農。以厚其生。当罪准法。以嚴其防而已。不奪農時。王政之所先。而江辺各邑。自四月至九月。每月六度聚点官門。又有差使員不時別点之舉。民人正当農節。奔走道路。殆無虛日。雖欲為農。實無其暇。以此有耕田。而不得播種者。有播種。而不得除草者。及其秋成之後。田疇荒蕪。鮮有收穫。飢不得食。寒不得衣。則雖知其越採之必死。而凍餒之極。計無所出。其勢不得不犯法。其情亦可感矣。臣愚以為。自今以後。改其五日一点之規。只令每朔三度点看。以除往来騷擾之弊。得以專力於耕作。

- (9) 『備辺司謄録』第四〇冊、肅宗一二年正月六日。三道溝事件を契機として蔘禁政策が強化されたことについては、李洪烈「三道溝事件과 그 善後策」『白山学報』五号、一九六八年を参照。また最近の成果では、문광균「二八세기 江界지역 貢蔘制의 운영과 변화」『朝鮮時代史学報』五七号、二〇一一年が蔘禁政策強化以降の貢蔘・賀蔘制度について詳細な検討を行っている。

(10) 『備辺司謄録』第四一冊、肅宗一三年五月一日。

(11) 同右、第四八冊、肅宗二〇年正月一六日。

(12) 同右、第五一冊、肅宗二六年二月一七日。

(13) 同右、第五八冊、肅宗三三年正月二七日。

(14) 『万機要覽』財用編四、江界税蔘の項によると、肅宗丁亥(三三年)に税蔘三〇斤を定め、これを常平蔘と名づけたとある。

(15) 『備辺司謄録』第五八冊、肅宗三三年三月二日。

(16) 同右、第五八冊、肅宗三三年六月二四日。使行貿易における人蔘輸出の変遷については、張存武『清韓宗藩貿易』一六三七〜一八九四』中央研究院近代史研究所、一九七八年、七〇〜七六頁を参照。

(17) 『備辺司謄録』第五八冊、肅宗三三年八月二日。

(18) 『万機要覽』財用編四、江界蔘把。なお前註(9)문、一八二—一八三頁によると、把守軍の中に三把と

中把があり、当初は両者とも国境監視を任務としていたが、肅宗一三年頃までに前者が国境監視を、後者が人蓼採取を専管するようになったとされる。

- (19) 『備辺司謄録』第五九冊、肅宗三四年閏三月二十九日。
- (20) 同右、第六五冊、肅宗三九年閏五月一三日。
- (21) 同右、第六六冊、肅宗三十九年七月一九日。
- (22) 同右、第八一冊、英祖三年二月四日。
- (23) 同右、第八九冊、英祖七年四月三〇日。
- (24) 同右、第一〇四冊、英祖一四年七月一二日。
- (25) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、三二七―三三二頁。
- (26) 『備辺司謄録』第一一三冊、英祖二十一年三月三日。
- (27) 同右、第一一四冊、英祖二十一年八月二六日。
- (28) 同右、第一一六冊、英祖二十二年七月一〇日。
- (29) 同右、第一一七冊、英祖二十三年四月一六日。
- (30) 同右、第一一七冊、英祖二十三年四月二一日。
- (31) 同右、第一一八冊、英祖二十三年八月一九日。
- (32) 同右、第一一八冊、英祖二十三年一〇月九日。
- (33) 同右、第一一八冊、英祖二十三年一月九日。
- (34) 同右、第一二四冊、英祖二十八年六月一〇日。
- (35) 同右、第一三六冊、英祖三十五年正月二九日。
- (36) 同右、第一三六冊、英祖三十五年三月一八日。
- (37) 同右、第一三六冊、英祖三十五年四月二六日。

- (38) 同右、第一三六冊、英祖三十五年五月二七日。
- (39) 同右、第一三七冊、英祖三十五年七月一二日。
- (40) 『人蔘史』第三卷、一七〇—一七二頁、前註(9)号、一九二—一九三頁。但し当時の朝鮮は慢性的な錢荒に苦しんでおり、全額銅錢支給が実現されたのか、甚だ疑問である。
- (41) 『備辺司謄録』第一五二冊、英祖四四年一月二五日。
- (42) 同右、第一五五冊、英祖四七年五月一五日。
- (43) 同右、第一五五冊、英祖四七年六月一日。
- (44) 同右、第一五五冊、英祖四七年一月一日。
- (45) 同右、第一五六冊、英祖五〇年五月二六日。
- (46) 同右、第一五六冊、英祖五〇年六月二日。
- (47) 同右、第一五六冊、英祖五〇年一月二五日。
- (48) 『朝鮮正祖実録』卷二、正祖即位年一月戊寅。
- (49) 『備辺司謄録』第一五九冊、正祖二年七月二二日。
- (50) 同右、第一六〇冊、正祖三年正月一日。
- (51) 同右、第一七六冊、正祖一四年二月一三日。
- (52) 同右、第一七七冊、正祖一四年八月一三日。
- (53) 同右、第一七七冊、正祖一四年八月二一日。
- (54) 同右、第一七九冊、正祖一五年一月一〇日。
- (55) 同右、第一七八冊、正祖一五年二月二〇日。
- (56) 同右、第一七八冊、正祖一五年二月一八日。
- (57) 同右、第一八一冊、正祖一七年二月二〇日。

- (58) 同右、第一八八冊、正祖三十二年一〇月二八日・二九日。
- (59) 前註(2) 拙稿、一六三頁。なお前稿で上土鎮を慈城江口に比定したのは誤りで、正しくは江界府北辺の從浦鎮付近に置かれていた。
- (60) 『備辺司謄録』第一九二冊、純祖元年七月二七日。
- (61) 同右、第二〇〇冊、純祖一〇年三月一五日。
- (62) 同右、第二〇一冊、純祖一一年五月六日。
- (63) 拙稿「清末民国期鴨綠江流域の開墾」九州大学『東洋史論集』三八号、二〇一〇年。